

# JTB みらい交流創造基金交付要綱

株式会社 JTB

制定：2026年7月1日

## (通則)

第1条 株式会社 JTB (以下「JTB」という。)による「JTB みらい交流創造基金」(以下「基金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この基金は、JTB が交流の舞台である地域コミュニティのサステナビリティに貢献する活動を支援し、助成事業者と当社がパートナーとして持続可能な未来を共創することを目的として行う助成金である。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「委員会」とは、JTB が設置するみらい交流創造基金委員会を指し、助成方針の最終決定、予算の承認、助成案件の決定及び助成案件のモニタリングに対する助言を行う。
- (2)「事務局」とは、委員会の下で、基金業務全般の調整、申請受付、評価資料整備、報告書作成等を行う。
- (3)「助成事業者」とは、この要綱の規定に基づき、助成事業を行う民間事業者をいう。
- (4)「助成事業」とは、助成事業者が行う地域コミュニティにおける文化・自然・人を守り育てる持続可能な交流創造につながる取組であって委員会が相当と認めるものをいう。

## (基金の交付対象)

第4条 基金は、助成事業の実施に直接必要となる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、委員会が、公益性、共創性、持続可能性、革新性、社会的包摂性等を審査し、採択したものについて、助成事業者に交付するものとする。

- 2 助成対象経費は、会議費、有識者旅費・謝金、資料費、製作費・システム開発費、告知・PR 費用等の財務計画書に明記された費用のうち、委員会が相当と認めた費用を対象とする。ただし、助成事業者内部での交際費や交通費等は、助成事業と関連性があるものでも、対象としない。
- 3 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から委員会が定める助成対象期間内に実施され、完了する事業とする。
- 4 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当する者があるものは、助成事業者としない。

## (交付額の算定)

第5条 JTБが助成事業者に交付する基金の額は、助成対象経費に、審査を経て決定された助成率（50%～80%）を乗じて得た額とする。ただし、上限は助成事業1件につき300万円とする。

（基金の交付申請）

第6条 助成事業者として基金の交付を受けようとするときは、事務局が定める期日までに、基金交付申請書（様式1）に、活動計画書（様式2）、財務計画書（様式3）、及び宣誓書（様式4）その他必要な書類を添えて、事務局が指定する方法で提出しなければならない。

（助成決定）

第7条 委員会は、前条の基金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは助成決定を行い、事務局が、交付する基金の上限額を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を以て、助成事業者に採択通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の決定については、申請者は、不服を申し立てることはできないものとする。

3 助成決定を受けた助成事業者の名称、活動計画その他事務局に提出した事項は、JTБのウェブサイト等で公表することがある。

（申請の取下げ）

第8条 交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

（法令遵守）

第9条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、適用される法令を遵守しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業の実施に関連して個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法令及び助成事業者の社内規程等を遵守し、適切な安全管理措置を講じなければならない。

3 助成事業者は、助成事業において、助成事業者の故意又は過失の有無を問わず、事件ないし事故（個人情報の漏えい、滅失又は毀損等を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに事務局に報告するとともに、法令に基づき自己の責任において適切に対応しなければならない。

（助成事業の内容又は経費の配分の変更）

第10条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局が指定する様式による承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち、活動計画書に示した成果に変更が無く、かつ助成事業の実施時期に1ヶ月以上の遅れを生じさせない軽微な変更については、事後の報告に代えることができる。

（1）助成事業に要する経費の配分を10%以上変更しようとするとき。

（2）助成事業の内容を変更しようとするとき。

2 委員会は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、事務局が、書面を以て助成事業者の結果を通知するものとする。

（助成事業の中止）

第11条 助成事業者は、やむを得ず、助成事業を中止しようとする場合は、理由及び経緯を記した書面

を以て事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、第16条第2項に基づいて既に基金を受給していた場合は、中止の理由及び経緯を勘案し事務局が指定した金額を速やかにJTBに返還しなければならない。

#### (助成事業遅延等の報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに書面を以て事務局に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (報告徴求その他の協力の求め)

第13条 事務局は、必要に応じて、助成事業の進捗状況の確認や、本基金の目的達成のため、助成事業者に対し報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

- 2 事務局は、本助成事業の成果を広く社会に周知するための、当社のウェブサイト、報告書、広報物等への掲載（活動内容、写真、動画、報告書等の利用を含む。）への協力を求めることができる。

#### (中間報告)

第14条 助成事業者は、活動の中間報告として、事務局の指定する方法（対面又はオンライン）及び時期に成果発表を行うものとする。助成事業者は、報告の録画及び報告の際に提出した資料について、JTBの社内又は社外広報に必要に応じて編集の上、無償で利用されることがあることを許諾する。

#### (最終報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から30日以内に、必要な書類（支出を証明する領収書の写し等）を添えて、速やかに事務局が指定する様式による実績報告書及び会計報告書を事務局に提出しなければならない。

- 2 第11条第2項の規定により助成事業の中止の承認を受けたときは前項の規定を準用する。
- 3 助成事業が、年度を跨ぐ場合においては、各年度終了後30日以内に第1項の書式に準じて、経過報告を行わなければならない。
- 4 助成事業者は、第1項の書類及び関連資料に基づき、活動の最終報告として、事務局の指定する方法（対面又はオンライン）、及び時期に成果発表を行うものとする。第14条後段は、最終報告の際の録画及び資料について準用する。

#### (基金の額の確定)

第16条 委員会は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る助成事業の成果が基金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、第7条第1項で通知した金額の範囲内で交付すべき基金の額を確定し、金額を通知する。

- 2 助成事業が災害復興に係るものであり緊急性の高い場合、その他委員会がやむを得ないと認める事情がある場合は、助成事業の完了前であっても、概算払その他の方法で支給する場合がある。ただし、助成事業終了後の実績報告に基づき、最終的な交付すべき基金の確定額が、既に助成事業者に交付された金銭を下回った場合は、助成事業者は、速やかに差額をJTBに返還しなければならない。

#### (基金の支払)

第17条 事務局は、前条の規定により交付すべき基金の額を確定したのち、原則として30日以内に助成事業者が指定する銀行口座に基金を支払うものとする。

(要綱違反等による交付決定の取消し)

第18条 委員会は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、基金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により基金の交付を受けたとき。
- (2) 基金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が反社会的勢力に該当すると判明したとき。
- (4) 本要綱その他助成事業に関連する規定に違反した場合。

(事情変更による交付決定の取消し)

第19条 委員会は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他基金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 事務局は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による交付決定の取消しにより、助成事業者に発生した損害に関し、JTBは責任を負わないものとする。

(基金の返還)

第20条 委員会は、前2条の規定により基金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に基金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めものとする。

(違約金)

第21条 前条の規定により委員会が基金の返還を求めた場合で、その理由が第18条の規定により基金の交付決定の全部又は一部の取消しを行ったことによる場合は、助成事業者は、JTBに対し、返還すべき基金の額に加えて、基金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、年15%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(基金の経理等)

第22条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(その他)

第22条 基金の交付に関するその他必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

(専属的合意管轄裁判所)

第23条 基金に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この要綱は、2026年7月1日から施行する。